

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令について（概要）

1. 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）により戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）及び住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）が改正され、戸籍及び住民票に「氏名の振り仮名」を記載事項として追加することとされ、当該改正事項については、令和 7 年 5 月 26 日に施行することとされている。これを踏まえ、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「住基令」という。）第 30 条の 13 等について所要の規定の整備を行うものである。

2. 改正内容

- （1） 住基法第 7 条第 14 号に基づく住基令第 30 条の 13 において、現行の旧氏に加え、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とし、同令第 30 条の 14 各項に規定する住民票への記載の請求等について、所要の規定の整備を行う。
- （2） 施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者は、施行期日から施行後 1 年を経過した日までの間に、旧氏の振り仮名に係る請求をできることとすること及び請求しようとする旧氏に係る戸籍に氏の振り仮名の記載がされていない者に係る住基令第 30 条の 14 第 1 項の適用等について所要の経過措置を規定する。
- （3） その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後の予定

閣 議：令和 7 年 1 月 24 日

公布日：令和 7 年 1 月 29 日

施行日：令和 7 年 5 月 26 日